CL1

企業会計基準委員会 御中

平成１８年7月4日

藤井康行

企業会計基準公開草案第１４号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」
企業会計基準適用指針公開草案第１６号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
に関するコメント

関連当事者の範囲の一つとして、「従業員のための企業年金（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く。）」が揚げられていて、その考え方が結論の背景の中の第２２項に書かれています。これに関して、次の点をコメントします。

（１）書かれている内容が、わが国の状況を踏まえていないような印象を持ちます。例えば、年金資産の自家運用の要件や内容について充分調査されているのでしょうか。自家運用に関する法令の規制によれば、「年金資産の自家運用を行い、また、当該企業グループと取引を行っているような場合」は想定し難いものと思います。

（２）確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度（規約型）、適格退職年金制度については、年金制度自体に法人格はありませんが、そもそも関連当事者の範囲に入り得るものなのでしょうか。

（３）除外するとしている「会社とは明らかに独立して運営されている企業年金」の定義が書かれてなく、一方で、開示対象となるのは、「年金資産の自家運用を行い、また、資金運用の一環として当該企業グループと取引を行っているような場合であると考えられる」と、断定を避けつつ例示があるのみです。これでは、実際の適用にあたって混乱が生じるのではないでしょうか。あるいは、わが国の企業年金のほとんど全部は対象にならないとの主旨でしょうか。

（４）海外の連結子会社については、米国の実際の開示例（企業年金が当該会社に不動産を賃貸している場合）が一件紹介されていますが、それがわが国の基準（今回の案）に照らして論じられていません。これでは、実際の適用にあたって混乱が生じるのではないでしょうか。あるいは、海外の連結子会社については、ＩＡＳまたはＦＡＳの基準で開示対象となるものは、そのまま開示対象とするとの主旨でしょうか。

（５）企業年金に関する開示内容が示されていません。企業年金は一般の会社とは形態が異なりますから、一般の会社に関するものと思われる開示項目を企業年金に適用することは困難な面があります。

以上